

分別管理及び書類管理方針書

土井木材株式会社

平成30年12月12日作成

本方針書は、北海道木材産業協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成25年1月7日）」を受け、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、素材土場において、原木の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・ 分別管理を適切に行うため、土井 茂人 を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・ 立木の購入に当たっては、契約書等により間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスであるかそれ以外の木材であるかを確認する。
- ・ 立木の伐採に当たっては、合法的な伐採となるよう所定の手続きを行う。
- ・ 山土場や中間土場での素材の保管に当たっては、間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・ 素材の出荷に当たっては、証明材であることを確認の上、納品書等に証明記載する。

（書類管理）

- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来のバイオマス、一般木質バイオマス、それ以外の木材それぞれに係る素材生産量及び出荷量を実績報告として取りまとめる。
- ・ 間伐材等由来のバイオマス又は一般木質バイオマス等の素材生産、出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・ 証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。